

第 4 期 決 算 公 告

平成21年6月29日

東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
株式会社三菱東京UFJ銀行
頭取 永易 克典

連結貸借対照表(平成21年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	5,239,373	預 金	107,382,069
コールローン及び買入手形	272,085	譲 渡 性 預 金	6,257,192
買 現 先 勘 定	134,638	コールマネー及び売渡手形	1,627,320
債券貸借取引支払保証金	4,478,999	売 現 先 勘 定	7,377,148
買 入 金 銭 債 権	3,326,640	債券貸借取引受入担保金	1,465,090
特 定 取 引 資 産	10,636,985	コマーシャル・ペーパー	141,436
金 銭 の 信 託	241,889	特 定 取 引 負 債	6,103,804
有 価 証 券	38,281,258	借 用 金	4,015,265
投資損失引当金	△ 36,656	外 国 為 替	809,169
貸 出 金	81,558,184	短 期 社 債	31,472
外 国 為 替	1,057,725	社 債	4,960,713
そ の 他 資 産	5,489,877	そ の 他 負 債	5,234,205
有 形 固 定 資 産	1,100,776	賞 与 引 当 金	21,094
建 物	252,355	退 職 給 付 引 当 金	66,188
土 地	625,621	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	812
リ ー ス 資 産	1,399	ポ イ ン ト 引 当 金	850
建 設 仮 勘 定	11,360	偶 発 損 失 引 当 金	52,486
その他の有形固定資産	210,039	特 別 法 上 の 引 当 金	1,475
無 形 固 定 資 産	647,324	繰 延 税 金 負 債	23,808
ソ フ ト ウ ェ ア	284,311	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	186,927
の れ ん	290,557	支 払 承 諾	8,210,537
リ ー ス 資 産	139	負 債 の 部 合 計	153,969,071
その他の無形固定資産	72,315	(純資産の部)	
繰 延 税 金 資 産	1,036,580	資 本 金	1,196,295
支 払 承 諾 見 返	8,210,537	資 本 剰 余 金	3,362,612
貸 倒 引 当 金	△ 850,061	利 益 剰 余 金	1,641,630
		株 主 資 本 合 計	6,200,539
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 712,608
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	127,312
		土 地 再 評 価 差 額 金	224,212
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 234,987
		米 国 会 計 基 準 適 用 子 会 社 に お け る 年 金 債 務 調 整 額	△ 51,822
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 647,894
		少 数 株 主 持 分	1,304,444
		純 資 産 の 部 合 計	6,857,089
資 産 の 部 合 計	160,826,160	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	160,826,160

連結損益計算書

平成20年4月 1日から
平成21年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	4,240,043
資金運用収益	2,791,722
貸出証券利息配当金	1,908,223
有価証券利息及び買入手形利息	504,136
コールローン利息及び買入形利息	11,498
買入現先利	6,418
債権借取引受利息	11,580
預金の受入利息	95,855
その他の受入利息	254,009
信託報酬	15,043
役員取引等収益	695,710
特定取引収益	138,926
その他の業務収益	440,966
その他の経常収益	157,674
経常費用	4,343,863
資金調達費用	1,091,964
預渡金性預金利息	519,275
コールマネー利息及び売渡手形利息	83,488
売入現先利	21,402
債権借取引支払利息	63,618
マージナル・ペーパー利	5,095
借入用金利	3,301
短期社債利	74,538
社債利	729
その他の支払利息	131,931
役員取引等費用	188,581
その他の業務費用	113,289
営業経費	486,027
その他の経常費用	1,432,249
貸倒引当金繰入額	1,220,333
その他の経常費用	204,943
その他	1,015,389
経常損失(△)	△ 103,819
特別利益	244,840
固定資産処分益	7,452
償却債権取立益	33,147
金融商品取引責任準備金取崩額	430
親会社株式売却益	172,096
過年度損益修正益	15,689
リース会計基準の適用に伴う影響額	6,186
子会社株式売却益	1,632
その他の特別利益	8,205
特別損失	112,201
固定資産処分損失	23,763
減損損失	4,472
システム統合に係る費用	83,964
税金等調整前当期純利益	28,820
法人税、住民税及び事業税	63,086
法人税等調整額	111,243
法人税等合計	174,329
少数株主利益	68,453
当期純損失(△)	△ 213,962

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 153 社

主要な会社名

株式会社泉州銀行	UnionBanCal Corporation
エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社	BTMU Participation (Thailand) Co., Ltd.
三菱UFJファクター株式会社	PT U Finance Indonesia
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	BTMU Capital Corporation
カブドットコム証券株式会社	BTMU Lease (Deutschland) GmbH
株式会社日本ビジネスリース	BTMU Leasing & Finance, Inc.
三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社	PT. BTMU-BRI Finance

なお、三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社他 5 社は、関連法人等からの異動、新規設立等により、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、三菱UFJニコス株式会社他 15 社は、株式交換に伴う事業分離、清算等により子会社及び子法人等ではなくなったため、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(3) 他の会社等の議決権（業務執行権）の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社又は子法人等としなかった当該他の会社等の名称

該当ありません。

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

イ 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当行には、当連結会計年度末に財務諸表等規則第 8 条第 7 項の規定により出資者等の子会社又は子法人等に該当しないものと推定された特別目的会社はないことから、記載しておりません。

ロ 当連結会計年度における特別目的会社との取引金額等

財務諸表等規則第 8 条第 7 項の規定により出資者等の子会社又は子法人等に該当しないものと推定された特別目的会社は当連結会計年度末にはありません。

なお、当連結会計年度における特別目的会社との取引金額等については重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等 47 社

主要な会社名

株式会社中京銀行	株式会社モビット
株式会社岐阜銀行	Dah Sing Financial Holdings Limited
株式会社じぶん銀行	Mitsubishi UFJ Wealth Management Bank (Switzerland), Ltd.
東銀リース株式会社	PT. Bank Nusantara Parahyangan Tbk.
三菱UFJキャピタル株式会社	Bangkok BTMU Limited
株式会社ジャックス	BTMU Holding (Thailand)Co., Ltd.
株式会社ジャルカード	

なお、株式会社ジャルカード他 5 社は、株式取得、新規設立等により、当連結会計年度より持分法を適用しております。

また、三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社他 5 社は、子法人等への異動等により関連法人等でなくなったため、当連結会計年度より持分法の対象から除いております。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連法人等

主要な会社名

SCB Leasing Public Company Limited

持分法非適用の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(5) 他の会社等の議決権（業務執行権）の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連法人等としなかった当該他の会社等の名称

株式会社京都レメディス	株式会社コンバージョン
株式会社京都コンステラ・テクノロジーズ	NBA株式会社
株式会社パスト	株式会社 Spring

ファルマフロンティア株式会社

（関連法人等としなかった理由）

ベンチャーキャピタル事業等を営む連結される子法人等による投資育成目的等による株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、関連法人等として取り扱っておりません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

5月末日	2社
10月末日	1社
12月末日	92社
1月24日	10社
1月末日	1社
2月末日	1社
3月末日	46社

(2) 5月末日を決算日とする連結される子法人等については、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

10月末日を決算日とする連結される子会社については、1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

また、その他の連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

なお、連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

5. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

UnionBanCal Corporation 及びカブドットコム証券株式会社に係るのれんの償却、株式会社ジャルカードにかかるのれん相当額の償却並びに株式会社ジャックスの負ののれん相当額の償却は、原則として発生年度以降20年間で均等償却しております。なお、その他の金額に重要性が乏しいのれん、のれん相当額、負ののれん及び負ののれん相当額については、発生年度に全額償却しております。

連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益（利息配当金、売却損益及び評価損益）を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(追加情報)

従来、「有価証券」に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行ってまいりましたが、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（平成20年10月28日 企業会計基準委員会）の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当連結会計年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、当行は合理的に算定された価額による評価を行っております。

この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が89,198百万円増加、「繰延税金資産」が29,979百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が59,219百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。

また、満期保有目的の債券の区分に変更を行った証券化商品及びその他有価証券に含まれる証券化商品のうち、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品については、従来、市場価格に準ずるものとして外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）から入手する価格により評価を行ってまいりましたが、当連結会計年度より評価の精度を高めるため、合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により評価を行っております。なお、保有目的区分を満期保有目的の債券に変更した証券化商品の一部については、変更時点の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって振り替えております。

この結果、外部業者から入手する価格に基づく価額による評価と比較して、「買入金銭債権」が317,618百万円増加、「繰延税金資産」が42,725百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が143,721百万円増加し、「その他業務費用」及び「経常損失」が131,171百万円減少、「税金等調整前当期純利益」が同額増加しております。

企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者より入手した価格の双方を勘案して算出しております。

なお、その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。

(p) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法によっております。

なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、原則として時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物： 15年～50年

その他： 2年～20年

また、連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として3年～10年）に対応して定額法により償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

また、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（平成18年8月11日 企業会計基準委員会）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権（以下「破綻懸念先債権」という）のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は854,084百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(7) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(10) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ主として発生翌連結会計年

度から費用処理

(11) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、当行の連結される子会社及び子法人等が、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(12) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、「スーパーIC カード」等におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(13) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(14) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項、第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条、第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(15) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(16) リース取引の処理方法

(借手側)

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(貸手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、収益及び費用の計上基準については、売上高を「その他経常収益」に含めて計上せず、利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年3月30日 企

業会計基準委員会)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び同適用指針を適用しております。

(借手側)

この変更による連結財務諸表等に与える影響は軽微であります。

(貸手側)

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、「経常収益」は114,765百万円減少し、うち「資金運用収益」が8,951百万円増加、「その他経常収益」が123,716百万円減少しております。「経常費用」は115,015百万円減少し、うち「その他経常費用」が111,469百万円減少しております。「経常損失」は250百万円減少、「特別利益」は6,186百万円増加、「税金等調整前当期純利益」は6,436百万円増加しております。

(17) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施してございました多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は13,333百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は21,046百万円(同前)であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第 25 号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成 14 年 7 月 29 日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という）に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約（資金関連スワップ取引）をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

また、外貨建関連法人等株式及び外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建関連法人等株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券（債券以外）については時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第 24 号及び同第 25 号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当連結会計年度の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。

(18) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した連結会計年度の費用に計上しております。

(19) 手形割引及び再割引の会計処理

手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。

(20) 在外の子会社及び子法人等の会計処理基準

在外の子会社及び子法人等の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、それらを連結決算手続き上利用しております。

なお、在外の子会社及び子法人等の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準以外の各所在地で公正妥当と認められた会計基準に準拠して作成されている場合には、米国会計基準に準拠して修正しております。

また、連結決算上必要な修正を実施しております。

(会計方針の変更)

実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（平成 18 年 5 月 17 日 企業会計基準委員会。以下「実務対応報告第 18 号」という）が平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、「経常損失」が 1,642 百万円増加し、「税金等調整前当期純利益」が同額減少しております。

(追加情報)

米国会計基準適用の子会社及び子法人等の財務諸表において、米国財務会計基準審議会基準書第 158 号「確定給付型年金制度及びその他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理―米国財務会計基準審議会基準書第 87 号、第 88 号、第 106 号及び第 132 号（改訂版）の改訂」に基づき計上される「退職給付費用として未認識の数理計算上の差異等」については、従来、純資産の部から控除し、「その他資産」及び「退職給付引当金」を加減しておりましたが、当連結会計年度より税効果相当額及び少数株主持分相当額控除後の金額を「米国会計基準適用子会社における年金債務調整額」として純資産の部の評価・換算差額等の区分に計上しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」が 430 百万円減少、「退職給付引当金」が 97,403 百万円増加、「繰延税金負債」が 39,641 百万円減少、「少数株主持分」が 6,311 百万円減少しております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(マスターネットティング契約に基づくデリバティブ取引相殺表示)

従来、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債については、法的に有効なマスターネットティング契約を有する場合には、その適用範囲で相殺し表示しておりましたが、当連結会計年度より、これらの金融資産及び金融負債を総額で表示する方法に変更しております。

これは、デリバティブ取引に係る担保金が増加基調にあることに鑑み、信用リスクを適切に表示する観点から検討した結果、デリバティブ取引の時価評価による金融資産・金融負債のみを相殺表示する合理性が薄れており、原則どおり総額で表示することがより適切との判断に至ったものであります。

この変更により、従来の表示方法によった場合と比較して、連結貸借対照表については、「特定取引資産」が 5,133,456 百万円増加、「特定取引負債」が 5,257,665 百万円増加、「その他資産」が 1,632,726 百万円増加、「その他負債」が 1,508,517 百万円増加しております。

(債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い)

実務対応報告第 26 号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」(平成 20 年 12 月 5 日 企業会計基準委員会)が公表されたことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用し、平成 21 年 1 月 30 日に「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。これにより、従来の区分で保有した場合に比べ、「買入金銭債権」は 9,046 百万円増加、「繰延税金資産」は 19,884 百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は 10,837 百万円減少しております。

なお、区分変更した債券の概要等については、「(有価証券関係)」の「6. 保有目的を変更した有価証券」に記載しております。

表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成 20 年 7 月 11 日 内閣府令第 44 号)による「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式の改正が行われ、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る書類について適用されることになったことに伴い、リース債権及びリース投資資産は、「その他資産」に含めて表示しております。この変更により、従来、「貸出金」に含めて表示していた海外のリース業を営む子会社及び子法人等のファイナンス・リース取引に係る債権及び、「その他の有形固定資産」又は「その他の無形固定資産」に含めて表示していたリース投資資産は、当連結会計年度より、「その他資産」に含めて表示しております。

なお、前連結会計年度末の「貸出金」に含まれる「その他資産」の金額は 288,067 百万円、「その他の有形固定資産」に含まれる「その他資産」の金額は 12,411 百万円、「その他の無形固定資産」に含まれる「その他資産」の金額は 283 百万円であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額（連結される子会社及び子法人等の株式及び出資を除く）132,957百万円
上記に含まれる共同支配企業に対する投資の金額 8,965百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に199,972百万円含まれております。
消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は371,509百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは12,659,525百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は130,515百万円、延滞債権額は744,871百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は22,190百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は268,451百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,166,030百万円であります。
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は816,853百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	1,679百万円
特定取引資産	328,040百万円
有価証券	1,235,691百万円
貸出金	2,573,385百万円
その他資産	403百万円
有形固定資産	604百万円
無形固定資産	654百万円

担保資産に対応する債務

預金	445,370 百万円
コールマネー及び売渡手形	565,000 百万円
特定取引負債	88,680 百万円
借入金	2,291,831 百万円
支払承諾	1,124 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金 39,022 百万円、買入金銭債権 765,299 百万円、特定取引資産 14,743 百万円、有価証券 8,088,688 百万円、貸出金 7,029,348 百万円及びその他資産 4,551 百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は 2,702,538 百万円、有価証券は 6,285,264 百万円であり、対応する売現先勘定は 7,350,406 百万円、債券貸借取引受入担保金は 1,416,039 百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は 22,802 百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、55,024,100 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日 法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日 政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第 2 号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第 4 号に定める「地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,005 百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 846,147 百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 82,961 百万円

13. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(借手側)

(1) 取得価額相当額

有形固定資産	110,803 百万円
無形固定資産	2,363 百万円
合計	113,167 百万円

(2) 減価償却累計額相当額

有形固定資産	69,022 百万円
無形固定資産	1,531 百万円
合計	70,554 百万円

(3) 年度末残高相当額

有形固定資産	41,781 百万円
無形固定資産	831 百万円
合計	42,612 百万円

(注)取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(4) 未経過リース料年度末残高相当額

1年内	16,829 百万円
1年超	26,001 百万円
合計	42,830 百万円

(注)未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(5) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	40,734 百万円
減価償却費相当額	39,601 百万円
支払利息相当額	832 百万円

(6) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(7) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 688,000 百万円が含まれております。

15. 社債には、劣後特約付社債 3,370,043 百万円が含まれております。

16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は2,859,231 百万円であります。

17. 1株当たりの純資産額 451 円 70 銭

18. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 95 百万円

19. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 1,468,613 百万円
年金資産（時価）	1,295,437
<hr/>	
未積立退職給付債務	△ 173,176
未認識数理計算上の差異	561,606
未認識過去勤務債務（債務の減額）	△ 29,993
<hr/>	
連結貸借対照表計上額の純額	358,435
前払年金費用	424,624
退職給付引当金	△ 66,188

20. 当連結会計年度末の連結自己資本比率（国際統一基準）は 12.02% であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益 86,635 百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、株式等償却 496,351 百万円及び貸出金償却 363,148 百万円を含んでおります。
3. 「過年度損益修正益」は、外貨建有価証券に対する為替変動リスク・ヘッジ取引に係る修正であります。
4. 「リース会計基準の適用に伴う影響額」は、リース業を主たる事業として営む子会社が貸手としてのリース取引の処理方法を変更したことに伴う影響額であります。
5. 1株当たり当期純損失金額 21円86銭
6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在いたしますが、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券及び短期社債等、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の商品投資受益権等が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	4,317,102	419

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成 21 年 3 月 31 日現在)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	514,895	516,563	1,668	3,421	1,753
その他	1,113,064	1,105,174	△7,889	11,352	19,242
外国債券	15,467	16,625	1,157	1,361	204
その他	1,097,596	1,088,549	△9,046	9,991	19,037
合計	1,627,959	1,621,738	△6,221	14,774	20,996

(注) 1 時価は、連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの (平成 21 年 3 月 31 日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	3,260,950	2,967,386	△293,563	285,249	578,812
債券	21,171,990	21,143,463	△28,526	38,280	66,806
国債	19,686,130	19,665,871	△20,258	31,968	52,227
地方債	264,433	268,021	3,588	3,768	179
社債	1,221,426	1,209,570	△11,855	2,544	14,399
その他	10,683,837	10,188,553	△495,284	98,489	593,773
外国株式	101,060	83,251	△17,809	4,837	22,646
外国債券	8,513,408	8,524,797	11,389	89,482	78,093
その他	2,069,369	1,580,505	△488,864	4,168	493,033
合計	35,116,778	34,299,404	△817,373	422,018	1,239,392

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 なお、上記の評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより 10,194 百万円（費用）を損益に反映させた結果、純資産直入の対象となる額は△807,178 百万円であります。また、同対象額に組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額 3,629 百万円を加えた△803,549 百万円に繰延税金資産 183,270 百万円を加算した額△620,278 百万円に少数株主持分相当額 17,460 百万円を加え、持分法適用の関連法人等が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額 19,106 百万円を控除した額△621,925 百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

4 当行及び国内の連結される子会社及び子法人等は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当連結会計年度末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて 30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて 50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	64,165,681	520,990	285,577

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額（2.を除く）（平成21年3月31日現在）

内容	連結貸借対照表計上額（百万円）
満期保有目的の債券	
外国債券	78
その他有価証券	
国内株式	296,465
社債	3,192,780
外国株式	65,476
外国債券	340,963

6. 保有目的を変更した有価証券

従来、「その他有価証券」に区分していた証券化商品 1,162,444 百万円は、平成 21 年 1 月 30 日に時価 (1,053,029 百万円) により「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。当該区分変更は、世界的な金融市場の混乱を背景に一部の証券化商品等の流動性が極端に低下し、公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じている稀な状況にあると判断したものであります。

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの (平成 21 年 3 月 31 日現在)

	時価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結貸借対照表に計上 されたその他有価証券 評価差額金 (百万円)
その他 (買入金銭債権)	1,047,291	1,056,338	△90,906

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 10 年以内 (百万円)	10 年超 (百万円)
債券	10,863,845	8,103,081	3,885,791	2,002,778
国債	10,414,223	5,467,732	2,962,556	1,336,254
地方債	9,180	65,645	197,254	412
社債	440,442	2,569,704	725,980	666,111
その他	685,782	4,441,124	1,754,293	4,279,471
外国債券	540,639	4,266,893	962,672	2,521,923
その他	145,142	174,231	791,621	1,757,547
合計	11,549,627	12,544,206	5,640,085	6,282,249

(追加情報)

従来、「有価証券」に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行っていましたが、実務対応報告第 25 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成 20 年 10 月 28 日 企業会計基準委員会)の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当連結会計年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、当行は合理的に算定された価額による評価を行っております。

この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が 89,198 百万円増加、「繰延税金資産」が 29,979 百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が 59,219 百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割引くことにより算定しております。

また、満期保有目的の債券の区分に変更を行った証券化商品及びその他有価証券に含まれる証券化商品のうち、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品については、従来、市場価格に準ずるものとして外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）から入手する価格により評価を行っていましたが、当連結会計年度より評価の精度を高めるため、合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により評価を行っております。なお、保有目的区分を満期保有目的の債券に変更した証券化商品の一部については、変更時点の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって振り替えております。

この結果、外部業者から入手する価格に基づく価額による評価と比較して、「買入金銭債権」が317,618百万円増加、「繰延税金資産」が42,725百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が143,721百万円増加し、「その他業務費用」及び「経常損失」が131,171百万円減少、「税金等調整前当期純利益」が同額増加しております。

企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者より入手した価格の双方を勘案して算出しております。

なお、その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	32,818	△106

2. 運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
運用目的及び 満期保有目的以外 の金銭の信託	208,695	209,071	375	375	-

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 なお、上記の評価差額から繰延税金負債 152 百万円を控除した額 222 百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

(ストック・オプション等関係)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

連結される子法人等 (カブドットコム証券株式会社)

(1) スtock・オプションの内容

	平成 15 年 ストック・オプション	平成 16 年 ストック・オプション	平成 18 年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名) 注 3	同社取締役 1 名 同社従業員 36 名	同社取締役 1 名 同社監査役 1 名 同社従業員 4 名	同社取締役 1 名 同社執行役 1 名 同社従業員 31 名
株式の種類別のストック・オプションの数 注 1、2	同社普通株式 12,861 株	同社普通株式 1,854 株	同社普通株式 4,314 株
付与日	平成 15 年 12 月 31 日	平成 16 年 4 月 30 日	平成 18 年 3 月 31 日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても同社の取締役、執行役又は従業員の地位にあることを要する。	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても同社の取締役、執行役又は従業員の地位にあることを要する。	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても同社の取締役、執行役又は従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成 18 年 1 月 1 日 至 平成 22 年 12 月 31 日	自 平成 18 年 5 月 1 日 至 平成 22 年 12 月 31 日	自 平成 19 年 7 月 1 日 至 平成 24 年 6 月 30 日

(注) 1 同社の株式数に換算して記載しております。

2 平成 15 年ストック・オプション及び平成 16 年ストック・オプションについては、平成 16 年 9 月 28 日及び平成 17 年 7 月 20 日それぞれにおいて、同社は 1 株を 3 株とする株式分割を実施しているため、ストック・オプション数は分割後の数値によっております。

3 平成 16 年ストック・オプションの付与対象者である同社の監査役 1 名は、平成 16 年 6 月 22 日開催の同社株主総会において同社の監査役を退任し、同社の取締役に就任しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	平成 15 年 ストック・オプション	平成 16 年 ストック・オプション	平成 18 年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	783	513	3,642
権利確定	—	—	—
権利行使	405	342	—
失効	—	—	441
未行使残	378	171	3,201

② 単価情報

	平成 15 年 ストック・オプション	平成 16 年 ストック・オプション	平成 18 年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	15,000	22,366	327,022
行使時平均株価 (円) 注 1	87,700	101,145	—
付与日における公正な評価 単価 注 2	—	—	—

(注) 1 平成 15 年ストック・オプション及び平成 16 年ストック・オプションについては、平成 16 年 9 月 28 日及び平成 17 年 7 月 20 日それぞれにおいて、同社は 1 株を 3 株とする株式分割を実施しているため、権利行使価格は分割後の数値によっております。なお、「行使時平均株価」は行使時の同社の平均株価であります。

2 会社法の施行前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。

(企業結合等関係)

1. 当行の連結される子法人等である三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という)は、当行の親会社で銀行持株会社の株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUFG」という)との間で、平成20年8月1日付けでMUFGを株式交換完全親会社、三菱UFJニコスを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。この結果、三菱UFJニコスは当行の連結範囲から除外されております。なお、当該株式交換は当行にとって、共通支配下の取引等に該当する事業分離であり、その概要は次のとおりであります。

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容、事業分離の法的形式並びに取引の目的を含む取引の概要

① 株式交換完全親会社(分離先企業)の名称及びその事業の内容

名称	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
事業の内容	銀行持株会社

② 株式交換完全子会社(分離した事業)の名称及びその事業の内容

名称	三菱UFJニコス株式会社
事業の内容	クレジットカード業

③ 事業分離の法的形式

株式交換

④ 取引の目的を含む取引の概要

平成19年9月20日、三菱UFJニコスは、貸金業法改正や今後の割賦販売法改正等の外部環境の変化への対応を先取りし、他に先駆けてクレジットカード市場の更なる発展・拡大に抜本的に取り組むために、(イ)三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとすること、(ロ)三菱UFJニコスを含めたMUFGグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること、(ハ)銀行・信託・証券と並ぶMUFGグループの中核事業体としての三菱UFJニコスの位置付けを明確にすること、(ニ)三菱UFJニコスの営むカード事業をMUFGグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として一層強化・育成することを目的として、MUFGとの間で、三菱UFJニコスが実施する第三者割当増資1,200億円についてMUFGが全額引き受けること、また、株式交換の方法により三菱UFJニコスが上場廃止のうえMUFGの完全子会社となる方針を決定しておりました。

この決定に基づき、三菱UFJニコスは、MUFGとの間でMUFGを完全親会社、三菱UFJニコスを完全子会社とする株式交換を実施いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日 企業会計審議会)、「事業分離等に関する会計基準」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)に規定する会計処理を適用し、三菱UFJニコス普通株式と引き換えに取得したMUFG普通株式の取得原価は、三菱UFJニコス普通株式の連結財務諸表上の適正な帳簿価格により算定しております。

(3) 株式交換の方法及び内容

① 株式交換の方法

MUFGは、会社法第767条に規定する方法により、三菱UFJニコスの株主(MUFGを除く。以下同じ)が保有する三菱UFJニコス株式を取得し、三菱UFJニコスの株主に対して、MUFGの普通株式を割当交付しました。

② 株式の種類別の交換比率及びその算定方法

(イ) 株式の種類別の交換比率

MUFG普通株式1：三菱UFJニコス普通株式0.37

MUFG普通株式1：三菱UFJニコス第1種株式1.39

(ロ) 交換比率の算定方法

本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、三菱UFJニコスは株式会社KPMGFASを、MUFGは野村證券株式会社を、それぞれ株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として選定し、算定を依頼しました。その算定結果を踏まえ、両社間で慎重な交渉、協議を行ったうえで、本株式交換の交換比率を決定いたしました。

(4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている三菱UFJニコスに係る損益の概算額

経常収益	93,813百万円
経常費用	90,095百万円
経常利益	3,717百万円

2. 当行は、平成20年8月29日から平成20年9月26日まで（いずれも米国東部時間）、ユニオンバンカル・コーポレーション（UnionBanCal Corporation、以下「UNBC」という）の発行済普通株式の全て（ただし、当行の親会社で銀行持株会社の株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが当行及びその他の連結される子会社を通じて保有する株式を除く）を対象とした米国における公開買付けを実施し、その後、平成20年11月4日（米国東部時間）、UNBCは当行が米国に設立した100%出資の受皿会社と合併し、当行の完全子会社となりました。

(1) 結合当事企業の名称、事業の内容、完全子会社化を行った主な理由、完全子会社化の法的形式及び取得した議決権比率

① 結合当事企業の名称 UnionBanCal Corporation

② 事業の内容 銀行持株会社

③ 完全子会社化を行った主な理由

海外事業強化は当行の戦略の大きな柱であり、とりわけ高い成長が期待されるアジアと、欧米の主要金融市場での業務拡大に取り組んでおります。

このうち、米国ではニューヨークをはじめとする主要都市に支店、現地法人の形態で事業展開を行う一方、西海岸では1996年以来、UNBCの議決権の過半数を保有しております。UNBCは傘下に100%子会社として、米国カリフォルニア州をベースとし、預金残高で全米第20位の商業銀行、ユニオンバンク（Union Bank, N.A）を有しております。

かかる状況下、当行では米国戦略強化の一環としてUNBCを完全子会社化することを決定いたしました。本件を米国における成長戦略の重要な布石と位置づけ、同国における経営の機動性を高め、更なるプレゼンスの向上をめざしてまいります。また、本件はグループ横断のガバナンス態勢、リスク管理態勢の高度化にも資するものと考えております。

④ 完全子会社化の法的形式

公開買付けにより子会社株式を取得する形式等

⑤ 取得した議決権比率 35.59%

(2) 子会社株式の追加取得に関する事項

① 取得原価及びその内訳

取得原価 389,310 百万円

(内訳)

株式取得代価 387,918 百万円

取得に直接要した支出額 1,391 百万円

② 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(イ) 発生したのれん金額 221,605 百万円

(ロ) 発生原因 結合当事企業に係る当行持分増加額と取得原価との差額による

(ハ) 償却方法及び償却期間 20 年間で均等償却

(重要な後発事象)

1. 優先出資証券の償還

当行は、平成 21 年 5 月 25 日開催の取締役会において、以下のとおり、当行の連結される子法人等である UFJ Preferred Capital 1 Limited の発行した以下の優先出資証券について、全額償還されることを承認する決議をいたしました。

(1) 償還する優先出資証券の概要

発行体	UFJ Preferred Capital 1 Limited
発行証券の種類	シリーズ 2 非累積型・変動配当・優先出資証券 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する。
償還期限	永久 ただし、平成 21 年 7 月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。
配当	非累積型・変動配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。
発行総額	1,300 億円 (1 口当たり発行価額 10,000,000 円)
払込日	平成 11 年 3 月 25 日
償還対象総額	1,300 億円
償還金額	1 口当たり 10,000,000 円

(2) 償還予定日

平成 21 年 7 月 27 日

2. 優先出資証券の発行

当行は、平成 21 年 5 月 25 日開催の取締役会において、優先出資証券の発行を目的とする当行の 100%出資の子法人等 BTMU Preferred Capital 9 Limited をケイマン諸島に設立することを決議いたしました。

発行する優先出資証券の概要は以下の通りであります。なお、本優先出資証券の発行により純資産の部に計上される少数株主持分は、平成 18 年金融庁告示第 19 号に基づく連結自己資本比率(国際統一基準)における基本的項目に算入される予定です。

発行体	BTMU Preferred Capital 9 Limited ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立する当行が議決権を 100%所有する特別目的子会社
発行証券の種類	円建配当金非累積型 永久優先出資証券
発行総額	未定
配当率	未定
払込日	未定
資金使途	当行への劣後特約貸付金に充当し、当行の一般運転資金に充当。
優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求優先権において、当行の劣後債権者・一般債権者に劣後し、普通株式に優先し、実質的に優先株式と同順位。

(注)関連法令に基づく必要な届出、許認可の効力発生を前提としています。

3. 子会社の経営統合

当行及び当行の連結される子会社である株式会社泉州銀行(以下「泉州銀行」という)は、株式会社池田銀行(以下「池田銀行」という)との間で、泉州銀行と池田銀行が、両行の株主総会の承認及び関係当局の認可を前提として、共同株式移転の方式により株式移転を行い、経営統合することに係る経営統合契約書を、平成 21 年 5 月 25 日付で締結いたしました。

株式移転により経営統合を行う子会社の概要及び経営統合契約の概要は以下のとおりであります。

なお、当行は本株式移転により設立される統合新会社の総議決権(ただし、統合新会社が発行予定の第一種優先株式及び第二種優先株式に係る議決権の数を除く)の約 36%(ただし、統合新会社が発行する第一種優先株式に係る議決権の所有割合を除く)を保有する予定であるため、統合新会社設立時においては、統合新会社は当行の関係会社となる予定ですが、泉州銀行、池田銀行及び統合新会社で構成される新金融グループにおける経営の独立性を尊重するため、当行が保有する統合新会社の普通株式の一部について、株式処分信託の設定やその他手段による処分を進め、遅くとも平成 26 年 9 月末までに統合新会社が当行の関係会社ではなくなることを予定しています。

(1) 株式移転を行う子会社の概要

(平成 21 年 3 月 31 日現在)

名称	株式会社泉州銀行
事業の内容	銀行業
当行との取引内容	預金取引、金銭貸借取引ほか
当行が保有する株式数	普通株式 309,817,556 株

(2) 経営統合の目的

泉州銀行及び池田銀行は、関西地域における代表的な独立系の金融グループとして最良の地域金融機関となることを目的に、経営統合を行います。泉州銀行、池田銀行及び共同持株会社で構成される新金融グループは、地域金融機関としての公共性に鑑み、経営基盤の拡大、発展を通じて地域金融の安定化と地域経済の健全な発展を図るとともに、経営の独立性を確保し、地域顧客の利便性、サービス及び内部管理体制の質的向上を目指します。

(3) 株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容

① 株式移転の方法

泉州銀行及び池田銀行の株主が保有する両行の株式を、平成 21 年 10 月 1 日をもって共同持株会社に移転するとともに、泉州銀行及び池田銀行の株主に対し、共同持株会社の発行する新株式を割り当てる予定です。ただし、今後手続きを進める中で、やむを得ない状況が生じた場合には、両行協議のうえ、日程又は統合形態等を変更する場合があります。

② 株式移転に係る割当ての内容

株式移転に際して、共同持株会社の成立の日の前日の最終の泉州銀行及び池田銀行の株主名簿に記載又は記録された株主は、その所有する株式につき、次の割合にて共同持株会社が交付する株式の割当てを受けるものとし、泉州銀行及び池田銀行が発行する株式については、その発行する種類の株式の内容に応じ、次のとおり株式の種類ごとに異なる取扱いを行うことといたします。

- ・池田銀行の普通株式 1 株に対して、共同持株会社の普通株式 18.5 株
- ・泉州銀行の普通株式 1 株に対して、共同持株会社の普通株式 1 株
- ・池田銀行の第一種優先株式 1 株に対して、共同持株会社の第一種優先株式 18.5 株
- ・池田銀行の第二種優先株式 1 株に対して、共同持株会社の第一種優先株式 18.5 株

(注 1) 泉州銀行の第一回優先株式のうち平成 21 年 7 月 31 日までに転換請求のなかったものは、平成 21 年 8 月 1 日をもって、すべて当行の普通株式に一斉転換されます。なお、上記の株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両行協議のうえ、変更することがあります。

(注 2) 共同持株会社が交付する新株式数(予定)

普通株式：

940,231,599 株に、平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 8 月 1 日までに、泉州銀行が泉州銀行の第一回優先株式を取得すると引換えに交付した同行の普通株式の数に 1 を乗じた数(但し、1 株未満の端数については切り捨てるものといたします。)を加えた数

第一種優先株式：111,000,000 株

第二種優先株式：115,625,000株

上記は平成21年3月31日現在における泉州銀行及び池田銀行の発行済株式総数を前提として算定した株式数であり、共同持株会社の設立までに、泉州銀行及び池田銀行が自己株式を消却した場合や池田銀行の新株予約権付社債に付された新株予約権が行使された場合は、共同持株会社が発行する新株式数は変動することがあります。

③ 株式移転に係る割当ての算定根拠

1) 普通株式

ア 算定の基礎

泉州銀行及び池田銀行は、本件株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期するため、泉州銀行はモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「モルガン・スタンレー証券」という)及びアメリカン・アプリーザル・ジャパン株式会社(以下「アメリカン・アプリーザル」という)に対し、また、池田銀行は野村証券株式会社(以下「野村証券」という)に対し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼しました。

モルガン・スタンレー証券は、両行の市場株価や将来収益力等を多角的に分析するため、両行について市場株価法、類似企業比較法、配当割引分析法(DDM法)等に基づく分析結果を総合的に勘案して、アメリカン・アプリーザルは、両行の市場株価や将来収益力等を多角的に分析するため、両行について市場株価法、類似企業比較法、ディスカウント・キャッシュ・フロー法(DCF法)等に基づく分析結果を総合的に勘案して、各々当該株式移転比率の算定を行いました。

また、野村証券は、両行普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価平均法による算定を行うとともに、両行と類似した事業を営む他の上場企業との財務的観点での比較を行うために類似会社比較法と、両行の将来の事業活動の状況を反映するために配当割引モデル分析法による算定も行いました。

イ 算定の経緯

泉州銀行はモルガン・スタンレー証券及びアメリカン・アプリーザルによる株式移転比率の算定結果を参考に、池田銀行は野村証券による株式移転比率の算定結果を参考に、それぞれ両行の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両行で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成21年5月25日付にて、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、上記株式移転比率を合意・決定いたしました。

なお、泉州銀行はアメリカン・アプリーザルより、平成21年5月25日付にて、一定の条件のもとに、合意された株式移転比率が泉州銀行の普通株主の立場に即し、財務的見地から経済合理性がある旨の意見書を取得し、池田銀行は、野村証券より、平成21年5月25日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに合意された株式移転比率が池田銀行の普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書を取得いたしました。

ウ 算定機関との関係

泉州銀行の算定機関であるモルガン・スタンレー証券については、モルガン・スタンレー証券の親会社である米国Morgan Stanley(以下「Morgan Stanley」という)と当行及び泉州銀行の親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUFG」という)が、平成20年9月29日付で戦略的資本提携(以下「本資本提携」という)を合意し、本資本提携に基づき、MUFGは、平成20

年10月13日に、Morgan Stanleyが発行する総額90億米ドル相当の転換型及び償還型優先株式を取得し、さらにMUF Gは、本資本提携後にMorgan Stanleyが発表した公募増資に応募し、普通株式を取得することで、既に保有するMorgan Stanleyの転換型優先株式を普通株式に転換することにより、Morgan Stanleyの議決権の20%超を取得することが可能となっています。また、Morgan Stanleyには、本資本提携に基づきMUF Gが指名した取締役1名が取締役として就任しています。さらに、Morgan StanleyとMUF Gは、平成21年3月26日に、モルガン・スタンレー証券とMUF Gの連結される子会社である三菱UFJ証券株式会社とを統合して新会社を設立する旨の覚書を締結しており、またその他、両社間ではグローバルなアライアンス戦略の検討・協議が行われています。泉州銀行は、上記モルガン・スタンレー証券との関係に鑑み、モルガン・スタンレー証券に対して上記株式移転比率の算定を依頼するのとは別に、アメリカン・アプリーザルにも上記株式移転比率の算定を依頼し、かつ同社から上記の意見書を取得しています。

なお、モルガン・スタンレー証券は池田銀行の連結財務諸表規則第15条の4に定める関連当事者(連結される子会社及び子法人等を含む)又は財務諸表等規則第8条第17項に定める関連当事者(以下総称して「関連当事者」という)には該当いたしません。また、アメリカン・アプリーザル及び野村證券は、いずれも泉州銀行及び池田銀行の関連当事者には該当いたしません。

2) 優先株式

泉州銀行及び池田銀行は、池田銀行が発行している第一種優先株式及び第二種優先株式(以下「対象優先株式」という)については、普通株式のように市場価格が存在しないため、普通株式の株式移転比率を考慮したうえで、共同持株会社にて新たに交付する優先株式を対象優先株式のそれぞれの発行要項と割当比率を通じて同一の条件を発行要項に定めることとし、池田銀行の発行する第一種優先株式1株につき共同持株会社の第一種優先株式18.5株を割当交付し、また、池田銀行の発行する第二種優先株式1株につき共同持株会社の第二種優先株式18.5株を割当交付することで合意しております。

(4) 株式移転設立完全親会社となる会社の内容等

商号	株式会社池田泉州ホールディングス
本店の所在地	大阪府大阪市北区茶屋町18番14号(大阪梅田池銀ビル)
代表者の氏名	代表取締役会長 吉田憲正 代表取締役社長兼CEO 服部盛高
資本金の額	500億円
事業の内容	銀行、その他銀行法により子会社及び子法人等とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯する業務

(5) 今後の日程(予定)

東京証券取引所上場廃止日

平成21年9月25日(金)(池田銀行)

大阪証券取引所上場廃止日

平成21年9月25日(金)(両行)

共同持株会社設立登記日(効力発生日)

平成21年10月1日(木)

共同持株会上場日

平成 21 年 10 月 1 日 (木)

第 4 期 決 算 公 告

平成21年6月29日

東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
株式会社三菱東京UFJ銀行
頭取 永易 克典

貸借対照表(平成21年 3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金 預 け	金	4,929,088	預 金	金	100,208,977
現 預 け	金	1,504,723	当 座 預 金	金	7,474,381
コ ー ル 一 口 一	金	3,424,364	普 通 預 金	金	47,444,743
買 入 現 先 支 払 保 証	ン 定 金	179,114	貯 蓄 預 金	金	1,116,392
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証	権	38,993	通 定 期 預 金	金	1,256,445
買 入 取 引 金 銭 債 権	積	4,478,999	定 期 預 金	金	37,577,166
特 定 取 引 金 銭 債 権	産	2,677,859	そ の 他 の 預 金	金	69
商 品 有 価 証 券 派 生 商 品	有 価 証 券	10,528,447	讓 渡 性 預 金	金	5,339,778
商 品 有 価 証 券 派 生 商 品	有 価 証 券	849,428	コ ー ル マ ネ ー	一 定 金	6,579,759
特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品	有 価 証 券	144	売 現 先 勤	一 定 金	1,399,495
特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品	有 価 証 券	1,775	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保	金 債 権	7,362,471
特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品	有 価 証 券	392	特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品	有 価 証 券	1,374,637
そ の 他 の 特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品	有 価 証 券	6,217,536	特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品	有 価 証 券	6,006,174
金 有 価 証 券 派 生 商 品	有 価 証 券	3,459,170	特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品	有 価 証 券	88
金 有 価 証 券 派 生 商 品	有 価 証 券	36,758	特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品	有 価 証 券	3,711
国 地 社 株 所 の 他 の 証 券	債 権	38,731,570	特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品	有 価 証 券	34
地 方 債 権	債 権	19,937,080	特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品	有 価 証 券	6,002,340
株 式 債 権	債 権	251,752	借 用 金	金	5,560,428
そ の 他 の 証 券	債 権	4,333,878	再 借 割 引 手 形	金	8,521
投 資 損 失 引 当 金	金	3,887,714	外 借 割 引 手 形	金	5,551,906
割 引 形 手 貸 貸 貸	金	10,321,144	外 国 為 替 預 り	借 替 替 債 借 等 用 益 金 定 券 品 務 債 金 金 金 金 金	828,087
外 割 引 形 手 貸 貸 貸	金	△ 93,156	外 国 他 店 預 り	借 替 替 債 借 等 用 益 金 定 券 品 務 債 金 金 金 金 金	743,595
外 割 引 形 手 貸 貸 貸	金	73,786,503	外 国 他 店 預 り	借 替 替 債 借 等 用 益 金 定 券 品 務 債 金 金 金 金 金	30,364
外 割 引 形 手 貸 貸 貸	金	250,819	未 決 済 為 替 債 借 等 用 益 金 定 券 品 務 債 金 金 金 金 金	3,237	
外 割 引 形 手 貸 貸 貸	金	4,616,416	未 決 済 為 替 債 借 等 用 益 金 定 券 品 務 債 金 金 金 金 金	50,889	
外 割 引 形 手 貸 貸 貸	金	57,633,418	未 決 済 為 替 債 借 等 用 益 金 定 券 品 務 債 金 金 金 金 金	3,422,414	
外 割 引 形 手 貸 貸 貸	金	11,285,849	未 決 済 為 替 債 借 等 用 益 金 定 券 品 務 債 金 金 金 金 金	4,112,171	
外 割 引 形 手 貸 貸 貸	金	1,043,370	未 決 済 為 替 債 借 等 用 益 金 定 券 品 務 債 金 金 金 金 金	13,089	
外 割 引 形 手 貸 貸 貸	金	120,343	未 決 済 為 替 債 借 等 用 益 金 定 券 品 務 債 金 金 金 金 金	16,351	
外 割 引 形 手 貸 貸 貸	金	57,946	未 決 済 為 替 債 借 等 用 益 金 定 券 品 務 債 金 金 金 金 金	208,303	
外 割 引 形 手 貸 貸 貸	金	594,483	未 決 済 為 替 債 借 等 用 益 金 定 券 品 務 債 金 金 金 金 金	44,355	
外 割 引 形 手 貸 貸 貸	金	270,595	未 決 済 為 替 債 借 等 用 益 金 定 券 品 務 債 金 金 金 金 金	12	
外 割 引 形 手 貸 貸 貸	金	4,666,482	未 決 済 為 替 債 借 等 用 益 金 定 券 品 務 債 金 金 金 金 金	1,554	
外 割 引 形 手 貸 貸 貸	金	32,837	未 決 済 為 替 債 借 等 用 益 金 定 券 品 務 債 金 金 金 金 金	55,862	
外 割 引 形 手 貸 貸 貸	金	3,589	未 決 済 為 替 債 借 等 用 益 金 定 券 品 務 債 金 金 金 金 金	2,459,867	
外 割 引 形 手 貸 貸 貸	金	273,396	未 決 済 為 替 債 借 等 用 益 金 定 券 品 務 債 金 金 金 金 金	1,250	
外 割 引 形 手 貸 貸 貸	金	15,800	未 決 済 為 替 債 借 等 用 益 金 定 券 品 務 債 金 金 金 金 金	1,311,523	
外 割 引 形 手 貸 貸 貸	金	1,743	未 決 済 為 替 債 借 等 用 益 金 定 券 品 務 債 金 金 金 金 金	15,915	
外 割 引 形 手 貸 貸 貸	金	3,089,473	未 決 済 為 替 債 借 等 用 益 金 定 券 品 務 債 金 金 金 金 金	11,482	
外 割 引 形 手 貸 貸 貸	金	1,249,642	未 決 済 為 替 債 借 等 用 益 金 定 券 品 務 債 金 金 金 金 金	664	
外 割 引 形 手 貸 貸 貸	金	915,904	未 決 済 為 替 債 借 等 用 益 金 定 券 品 務 債 金 金 金 金 金	40,030	
外 割 引 形 手 貸 貸 貸	金	224,850	未 決 済 為 替 債 借 等 用 益 金 定 券 品 務 債 金 金 金 金 金	31	
外 割 引 形 手 貸 貸 貸	金	603,722	未 決 済 為 替 債 借 等 用 益 金 定 券 品 務 債 金 金 金 金 金	31	
外 割 引 形 手 貸 貸 貸	金	1,178	未 決 済 為 替 債 借 等 用 益 金 定 券 品 務 債 金 金 金 金 金	186,927	
外 割 引 形 手 貸 貸 貸	金	8,185	未 決 済 為 替 債 借 等 用 益 金 定 券 品 務 債 金 金 金 金 金	6,425,841	
外 割 引 形 手 貸 貸 貸	金	77,968	負 債 の 部 合 計	143,535,509	
外 割 引 形 手 貸 貸 貸	金	312,486	(純 資 産 の 部)		
外 割 引 形 手 貸 貸 貸	金	264,177	資 本 金	1,196,295	
外 割 引 形 手 貸 貸 貸	金	48,308	資 本 剰 余 金	3,362,612	
外 割 引 形 手 貸 貸 貸	金	953,104	資 本 準 備 金	1,196,295	
外 割 引 形 手 貸 貸 貸	金	6,425,841	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,166,317	
外 割 引 形 手 貸 貸 貸	金	△ 639,580	利 益 剰 余 金	1,184,843	
			利 益 準 備 金	190,044	
			そ の 他 利 益 剰 余 金	994,799	
			行 員 退 職 手 当 基 金	2,432	
			別 途 積 立 金	718,196	
			繰 越 利 益 剰 余 金	274,170	
			株 主 資 本 合 計	5,743,752	
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 655,202	
			繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	123,516	
			土 地 再 評 価 差 額 金	224,212	
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 307,473	
			純 資 産 の 部 合 計	5,436,278	
資 産 の 部 合 計		148,971,788	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	148,971,788	

損益計算書

〔平成20年 4月 1日から
平成21年 3月31日まで〕

(単位:百万円)

		科 目		金 額	
経	資	常	取		3,513,112
	貸	運	用	収	2,357,222
	有	金	利	息	1,532,429
	コ	出	金	配	474,011
	買	証	利	当	6,550
	債	一	ロ	ン	3,599
	買	現	先	利	11,004
	預	券	借	取	240
	金	入	手	形	104,982
	そ	け	金	受	60,380
役	の	ス	ッ	プ	164,025
	務	の	他	の	514,645
	受	取	引	受	162,298
	そ	入	為	替	352,347
特	の	他	の	役	127,760
	定	取	引	収	1,969
	商	品	有	証	492
	特	取	引	有	100,577
	そ	定	融	生	24,721
	の	他	の	特	403,502
	外	国	為	替	82,686
	国	債	等	債	259,438
	金	融	派	生	55,031
	そ	の	他	の	6,345
	株	式	等	の	109,980
	金	の	他	の	78,604
	そ	の	他	の	747
経	資	常	費	用	30,628
	預	金	調	達	1,014,893
	讓	渡	金	利	446,207
	コ	一	ル	マ	71,092
	売	現	先	ネ	14,307
	債	券	借	取	60,814
	借	用	金	支	4,133
	短	期	社	債	159,065
	社	の	債	利	62
	そ	の	他	の	73,157
役	支	取	引	支	186,054
	支	払	為	替	129,824
	そ	の	他	の	35,289
	の	他	の	業	94,534
	国	債	等	債	457,496
	国	債	等	債	96,417
	国	債	等	債	34,938
	社	債	等	債	63,663
	そ	の	他	の	769
営	の	業	の	業	261,706
	の	倒	引	当	1,095,432
	貸	出	金	繰	1,014,905
	株	式	等	売	70,459
	株	式	等	債	350,765
	金	の	信	託	29,197
	そ	の	の	の	498,200
					844
経	常	損	失	(△)	65,437
					3,712,552
					△ 199,439

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益（利息、売却損益及び評価損益）を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(追加情報)

従来、「有価証券」に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行っていましたが、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（平成20年10月28日 企業会計基準委員会）の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当事業年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、合理的に算定された価額による評価を行っております。

この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が89,198百万円増加、「繰延税金資産」が29,979百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が59,219百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。

また、満期保有目的の債券の区分に変更を行った証券化商品及びその他有価証券に含まれる証券化商品のうち、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品については、従来、市場価格に準ずるものとして外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）から入手する価格により評価を行っていましたが、当事業年度より評価の精度を高めるため、当行における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により評価を行っております。なお、保有目的区分を満期保有目的の債券に変更した証券化商品の一部については、変更時点の当行における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって振り替えております。

この結果、外部業者から入手する価格に基づく価額による評価と比較して、「買入金銭債権」が255,405百万円増加、「繰延税金資産」が18,194百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が106,039百万円増加し、「その他業務費用」が131,171百万円減少、「経常損失」及び「税引前当期純損失」が同額減少しております。

企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者より入手した価格の双方を勘案して算出しております。

なお、その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法によっております。なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（3年～10年）に対応して定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

また、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（平成18年8月11日 企業会計基準委員会）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権（以下「破綻懸念先債権」という）のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必

要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は727,327百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(6) ポイント引当金

ポイント引当金は、「スーパーICカード」等におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(8) 金融商品取引責任準備金

金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

8. リース取引の処理方法

(借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する事業年度に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

また、リース資産及びリース債務は、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法により計上しております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び同適用指針を適用しております。

この変更による貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産及び負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（平成12年1月31日 日本公認会計士協会）に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価

を行っております。

なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年2月15日 日本公認会計士協会）を適用して実施してまいりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は13,333百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は21,046百万円（同前）であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建の金融資産及び負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約（資金関連スワップ取引）をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券（債券以外）については時価ヘッジを適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当事業年度の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した事業年度の費用に計上しております。

11. 手形割引及び再割引の会計処理

手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。

会計方針の変更

(マスターネットティング契約に基づくデリバティブ取引相殺表示)

従来、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債については、法的に有効なマスターネットティング契約を有する場合には、その適用範囲で相殺し表示しておりましたが、当事業年度より、これらの金融資産及び負債を総額で表示する方法に変更しております。

これは、デリバティブ取引に係る担保金が増加基調にあることに鑑み、信用リスクを適切に表示する観点から検討した結果、デリバティブ取引の時価評価による金融資産・負債のみを相殺表示する合理性が薄れており、原則どおり総額で表示することがより適切との判断に至ったものであります。

この変更により、従来の表示方法によった場合と比較して、「特定取引資産」が5,129,800百万円増加、「特定取引負債」が5,246,980百万円増加、「その他資産」が1,627,352百万円増加、「その他負債」が1,510,173百万円増加しております。

(債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い)

実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」(平成20年12月5日 企業会計基準委員会)が公表されたことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用し、平成21年1月30日に「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。これにより、従来の区分で保有した場合に比べ、「買入金銭債権」は9,046百万円増加、「繰延税金資産」は19,884百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は10,837百万円減少しております。

なお、区分変更した債券の概要等については、「(有価証券関係)」の「7. 保有目的を変更した有価証券」に記載しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額（親会社株式を除く） 1,777,872 百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に 199,972 百万円含まれております。
消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は 366,297 百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは 12,576,767 百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 118,869 百万円、延滞債権額は 646,784 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 15,650 百万円であります。
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 262,530 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 1,043,834 百万円であります。
なお、上記 3. から 6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 801,933 百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	1,124 百万円
特定取引資産	328,040 百万円
有価証券	514,945 百万円
貸出金	1,383,887 百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー	510,000 百万円
借入金	1,516,640 百万円
支払承諾	1,124 百万円

上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金 38,948 百万円、買入金銭債権 765,299 百万円、特定取引資産 14,743 百万円、有価証券 8,038,682 百万円及び貸出金 4,491,526 百万円を差し入

れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は 2,701,966 百万円、有価証券は 6,207,658 百万円であり、対応する売現先勘定は 7,344,938 百万円、債券貸借取引受入担保金は 1,343,281 百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は 22,802 百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、52,711,627 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日 法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日 政令第 119 号)第 2 条第 1 号に定める「地価公示法の規程により公示された価格」、同条第 2 号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第 4 号に定める「地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,005 百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 704,306 百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 82,689 百万円
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 3,320,521 百万円が含まれております。
14. 社債には、劣後特約付社債 1,907,416 百万円が含まれております。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 2,824,360 百万円であります。
16. 1 株当たりの純資産額 441 円 01 銭
17. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 95 百万円
18. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属する電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(借手側)

1. 取得価額相当額

有形固定資産	107,517 百万円
無形固定資産	852 百万円
合計	108,370 百万円

2. 減価償却累計額相当額

有形固定資産	66,900 百万円
無形固定資産	562 百万円
合計	67,462 百万円

3. 年度末残高相当額

有形固定資産	40,617 百万円
無形固定資産	290 百万円
合計	40,907 百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低い
ため、支払利子込み法によっております。

4. 未経過リース料年度末残高相当額

1 年内	15,893 百万円
1 年超	25,231 百万円
合計	41,125 百万円

(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占
める割合が低い
ため、支払利子込み法によっております。

5. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	38,274 百万円
減価償却費相当額	37,253 百万円
支払利息相当額	832 百万円

6. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法につ
いては、利息法によっております。

19. 関係会社に対する金銭債権総額 3,440,456 百万円

20. 関係会社に対する金銭債務総額 3,960,206 百万円

21. 銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第 4 項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当
該剰余金の配当により減少する剰余金の額に 5 分の 1 を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上す
ることとなっております。なお、当事業年度は資本準備金と利益準備金の合計額が資本金の額を超えているため、
計上しておりません。

また、当行の定款の定めるところにより、優先株式を有する株主に対しては、次の各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。

第一回第二種優先株式	1株につき60円
第一回第四種優先株式	1株につき18円60銭
第一回第六種優先株式	1株につき210円90銭（ただし、平成20年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき80円68銭）
第一回第七種優先株式	1株につき115円（ただし、平成21年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき43円）

22. 当事業年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△1,304,213 百万円
年金資産（時価）	<u>1,174,422</u>
未積立退職給付債務	△ 129,790
未認識数理計算上の差異	478,093
未認識過去勤務債務（債務の減額）	<u>△ 30,172</u>
貸借対照表計上額の純額	318,130
前払年金費用	329,612
退職給付引当金	△ 11,482

当事業年度の退職給付費用は以下のとおりであります。

勤務費用	25,581 百万円
利息費用	26,678
期待運用収益	△ 41,413
過去勤務債務の費用処理額	△ 6,167
数理計算上の差異の費用処理額	3,818
その他（臨時に支払った割増退職金等）	<u>7,515</u>
退職給付費用	16,012

23. 当期末の単体自己資本比率（国際統一基準）は12.74%であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との経常取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	97,836 百万円
役員取引等に係る収益総額	19,664 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	2,210 百万円

関係会社との経常取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	115,611 百万円
役員取引等に係る費用総額	30,094 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	419 百万円
その他の取引に係る費用総額	120,714 百万円

関係会社との経常取引以外の取引による取引高 238,513 百万円

2. 「その他の特別利益」には、三菱UFJニコス株式会社の株式との株式交換により取得した当行親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ株式の売却益 53,676 百万円及び過年度損益修正益（外貨建有価証券に対する為替変動リスク・ヘッジ取引に係る修正）15,689 百万円が含まれております。

3. 「その他の特別損失」は、システム統合に係る費用であります。

4. 1株当たり当期純損失金額 36円38銭

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在いたしますが、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権 等の被 所有割 合	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	当事業年 度末残高 (百万円)
親会社	株式会社 三菱UFJ フィナンシ ャル・グルー プ	東京都 千代田区	1,620,896	銀行持 株会社	直接 99.93% 間接 0.06% 合計 100.00%	金 銭 貸 借関係 役 員 の 兼任等	資金の貸付 (注) 1	1,423,670	貸出 金	1,716,168
							利息の受取 (注) 1	33,395	未収 収益	20,904
									前受 収益	633
							親会社株式の 売却(注) 2			
	売却代金	238,513	—	—						
	売却益	53,676	—	—						

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期限一括返済方式によるもの及び6年据置き後1年毎の分割返済方式によるものであります。なお、いずれも担保は受け入れておりません。

2 親会社株式の売却は取引所価格を勘案し、相対取引により売却したものであります。

(2) 子会社・子法人等及び関連法人等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	当事業年度末残高 (百万円)
子会社	三菱UFJ住宅ローン保証株式会社	東京都文京区	55,100	住宅ローン等の保証	直接 99.86%	保証取引関係	当行住宅ローン等の保証 (注) 1	9,989,001 (注) 2	—	—
子会社	ダイヤモンド信用保証株式会社	東京都文京区	400	住宅ローン等の保証	間接 99.86%	保証取引関係	当行住宅ローン等の保証 (注) 1	4,052,180 (注) 2	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 保証条件は、商品ごとに保証対象の住宅ローン等の信用リスク等を勘案し、決定しております。
- 2 取引金額は、当事業年度末に保証を受けている住宅ローン等の残高を記載しております。

(3) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	当事業年度末残高 (百万円)
親会社の子会社	三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区	65,518	証券業	なし	金銭貸借関係等	デリバティブ取引 (注) 1	— (注) 2	特定取引資産	1,522,110
								— (注) 2	その他資産	83,338
								— (注) 2	特定取引負債	1,781,501
								— (注) 2	その他負債	75,673

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 取引条件は、市場実勢等を勘案して決定しております。
- 2 反復的且つ多額な市場性取引であるため、当事業年度末残高のみを開示しております。

(4) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の 名称又は 氏名	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	当事業年 度末残高 (百万円)
役員	石原 邦夫	なし	当行取締役	資金の貸付 (注) 1	－	貸出金	55
				利息の受取 (注) 1	1	未収収益	0
				資金の貸付 (注) 2	－	貸出金	10
				利息の受取 (注) 2	0	未収収益	0
役員	中川 徹也	なし	当行監査役	資金の貸付 (注) 3	－	貸出金	24
				利息の受取 (注) 3	0	未収収益	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間 25 年、1 ヶ月毎元利均等返済であります。
- 2 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間 1 年、期限一括返済であります。
- 3 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間 19 年 6 ヶ月、1 ヶ月毎元金均等返済であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券及び短期社債等、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の商品投資受益権等が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成21年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	4,310,374	373

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	460,258	462,862	2,603	2,603	—
その他	1,095,580	1,086,534	△9,046	9,991	19,037
合計	1,555,839	1,549,396	△6,443	12,594	19,037

(注) 1 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	136,984	104,396	△32,587
関連法人等株式	54,158	43,719	△10,438
合計	191,142	148,116	△43,026

4. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	3,238,054	2,943,106	△294,947	282,111	577,059
債券	20,926,864	20,900,754	△26,110	37,994	64,105
国債	19,495,095	19,476,822	△18,272	31,871	50,144
地方債	243,801	247,281	3,479	3,658	179
社債	1,187,967	1,176,650	△11,317	2,463	13,780
その他	9,707,140	9,298,273	△408,867	83,202	492,069
外国株式	101,585	83,828	△17,756	4,890	22,646
外国債券	7,753,449	7,772,395	18,946	77,707	58,761
その他	1,852,105	1,442,049	△410,056	604	410,661
合計	33,872,059	33,142,134	△729,925	403,308	1,133,234

(注) 1 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
- 3 なお、上記の評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより 10,194 百万円（費用）を損益に反映させた結果、純資産直入処理の対象となる額は△719,730 百万円であります。また、同対象額に組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額 2,774 百万円を加えた△716,956 百万円に繰延税金資産 152,660 百万円を加算した額△564,295 百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。
- 4 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当事業年度末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理しております。

時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	63,756,367	391,689	281,362

6. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額（2. 及び3. を除く）（平成21年3月31日現在）

内容	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	1,533,929
関連法人等株式	52,800
その他有価証券	
国内株式	278,000
社債	3,157,227
外国債券	340,068

7. 保有目的を変更した有価証券

従来、「その他有価証券」に区分していた証券化商品 1,162,444 百万円は、平成 21 年 1 月 30 日に時価 (1,053,029 百万円) により「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。当該区分変更は、世界的な金融市場の混乱を背景に一部の証券化商品等の流動性が極端に低下し、公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じている稀な状況にあると判断したものであります。

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの (平成 21 年 3 月 31 日現在)

	時価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表に計上された その他有価証券評価 差額金 (百万円)
その他 (買入金銭債権)	1,047,291	1,056,338	△90,906

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額 (平成21年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	10,838,318	7,989,036	3,761,389	1,933,967
国債	10,412,217	5,408,825	2,848,594	1,267,443
地方債	2,149	51,935	197,254	412
社債	423,951	2,528,275	715,539	666,111
その他	622,348	4,300,059	1,495,388	3,859,550
合計	11,460,667	12,289,095	5,256,778	5,793,517

(追加情報)

従来、「有価証券」に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行っておりましたが、実務対応報告第 25 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成 20 年 10 月 28 日 企業会計基準委員会)の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当事業年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、合理的に算定された価額による評価を行っております。

この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が 89,198 百万円増加、「繰延税金資産」が 29,979 百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が 59,219 百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。

また、満期保有目的の債券の区分に変更を行った証券化商品及びその他有価証券に含まれる証券化商品のうち、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品については、従来、市場価格に準ずるものとして外部業者(ブローカー又は情報ベンダー)から入手する価格により評価を行っておりましたが、当事業年度より評価の精度を高めるため、当行における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により評価を行っております。なお、保有目的区分を満期保有目的の債券に変更した証券化商品の一部については、変更時点の当行における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって振り替えております。

この結果、外部業者から入手する価格に基づく価額による評価と比較して、「買入金銭債権」が 255,405 百万円増加、「繰延税金資産」が 18,194 百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が 106,039 百万円増加し、「その他業務費用」が 131,171 百万円減少、「経常損失」及び「税引前当期純損失」が同額減少しております。

企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付資産を分析し、倒産確率、

期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者より入手した価格の双方を勘案して算出しております。

なお、その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成21年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含ま れた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	32,818	△106

2. 運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託 (平成21年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
運用目的及び 満期保有目的以外の 金銭の信託	3,940	3,940	—	—	—

(注) 1 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	449,849	百万円
貸倒引当金	437,111	
有価証券評価損	359,209	
その他有価証券評価差額金	341,895	
退職給付引当金	73,028	
その他	<u>466,573</u>	
繰延税金資産小計	2,127,667	
評価性引当額	<u>△ 849,056</u>	
繰延税金資産合計	1,278,611	

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	96,844	
繰延ヘッジ損益	84,318	
退職給付信託設定益	66,016	
合併時 ^{有価証券時価引継}	44,465	
その他	<u>33,860</u>	
繰延税金負債合計	325,506	
繰延税金資産の純額	<u>953,104</u>	百万円

(重要な後発事象)

1. 劣後特約付借入金の返済

当行は、平成 21 年 5 月 25 日開催の取締役会において、当行の連結される子法人等である UFJ Preferred Capital 1 Limited の発行した優先出資証券 1,300 億円が平成 21 年 7 月 27 日に償還されることに伴い、同社からの劣後特約付借入 1,300 億円を平成 21 年 7 月 27 日付で返済することについて決議いたしました。

2. 劣後特約付借入金の借入

当行は、平成 21 年 5 月 25 日開催の取締役会において、優先出資証券の発行を目的とする当行の 100%出資の子法人等 BTMU Preferred Capital 9 Limited をケイマン諸島に設立し、同社の発行する優先出資証券の発行代り金相当額を劣後特約付借入金として借り入れることを決議しました。

なお、本劣後特約付借入の実施の時期、金額その他の条件は未定です。